

杉並区 堀ノ内 松ノ木 梅里 大宮 青少年育成委員会 会則

(名 称)

第1条 本会は、杉並区 堀ノ内 松ノ木 梅里 大宮 青少年育成委員会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を会長宅におく。

(目 的)

第3条 本会は地域に根ざした自主的な団体として、地域社会の総力を結集して、相互に協力しあい、次代を担う青少年の健全育成をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 青少年をめぐる社会環境の浄化に関すること
- (2) 青少年が社会の一員としての自覚や社会参加の喜びを体験するためのボランティア活動の推進に関すること
- (3) 中高校生等青少年が自らの住む地域で、主体的に参画できる事業の推進に関すること
- (4) 青少年問題や委員会の活動及び事業のPRなど、広報の推進に関すること
- (5) 地域の青少年をめぐる情報の共有や青少年健全育成に向けての研修の推進に関すること
- (6) その他本会の目的に必要な事業に関すること

(委 員)

第5条 本会の委員はその目的に賛同する町会・自治会、PTA、小・中学校、児童館、商店会の関係者及び保護司、青少年委員、民生・児童委員、公募者、体育指導委員、区議会議員、その他地域の協力者で構成し、会長これを委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、区議会議員の任期は1年とし、欠員により選出された委員の任期は、その残存期間とする。
- 3 委員数は、規則により別に定める。

(総 会)

第6条 総会は、委員をもって構成し、毎年1回、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長必要と認めたとき、臨時総会を開くことができる。

3 総会は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする

4 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、必要とする事項

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 事務局 8名以内

(役員を選任)

第8条 会長1名、副会長2名、常任委員7名計10名は、各町会長の互選とし、総会においてその承認を得る。

- 2 青少年委員、主任児童委員、各実行委員長、及び小・中PTA代表各1名は常任委員となり、総会においてその承認を得る。
- 3 会計2名は、総会において選任する。
- 4 事務局を担当する役員は、会長これを指名し、総会においてその承認を得る。

(監事)

第9条 本会に、監事2名をおき、総会において選任する。

(役員及び監事の職務)

第10条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は、第11条で定めるところにより、その職務をおこなう。
- 4 会計は、金銭の管理及び会計事務を処理する。
- 5 事務局は、事業が円滑に推進できるようその事務を処理すると同時に、事業に関する広報活動をおこなうものとする。そのため、事務局長をおく。

- 6 監事は、金銭の管理及び会計の状況並びに業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員会)

- 第11条 本会の執行機関として役員会を設置する。
- 2 役員会はこの会則で定めるもののほか、中・長期にわたる本会のあり方を自由に討議し展望を明示するなどの業務をする。
 - 3 役員会は、会長が招集し主宰する。
 - 4 議事は、総会の例による。
 - 5 規則の改廃

(実行委員会)

- 第12条 事業をおこなうにあたっては、実行委員会を設け、その業務を扱う。
- 2 実行委員は、事業別に会長これを指名する
 - 3 実行委員長は、各実行委員の互選とする。
 - 4 実行委員会には、会長、副会長、事務局長は所属しない。
 - 5 実行委員会の中に、庶務、会計を設ける。
 - 6 委員は、複数の実行委員会に所属することができる。

(専門部会)

- 第13条 本会は、必要に応じて専門部会をおくことができる。
- 2 専門部会に対し、必要な事項は役員会が定める。

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(杉並区との関係)

- 第15条 本会は、杉並区の補助金交付を受ける団体として、杉並区の認定を受けるものとする。また、事業運営にあたり、必要に応じて杉並区の支援を受けることができる。

- 付則 この会則は、昭和53年5月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成13年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成28年4月22日から施行する。